

佐世保工業高等専門学校研究報告投稿規程

(平成16年4月1日制定)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校図書委員会規程第8条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校研究報告（以下「研究報告」という。）の投稿に必要な事項を定める。

第2条 研究報告に投稿することができる者は、本校の教職員及び本校教員との共同研究者とする。ただし、本校職員については、本校教員2人の推薦を必要とする。

第3条 研究報告の投稿論文は、学術的、教育的に価値のある結論あるいは事実を含むものでなければならない。

第4条 研究報告は、原則として年1回発行する。

第5条 研究報告に掲載された論文等の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、佐世保工業高等専門学校に帰属するものとする。ただし、著者自身が自著の記事を複製、翻訳などの形で利用することは差し支えない。

第6条 研究報告の投稿要領は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。